⑶　製品開発者は、当該脆弱性が他社のソフトウエア製品に含まれることが推定される場合には、その旨及びその理由を調整機関に通知すること。
⑷　製品開発者は、脆弱性情報公表日までの間、当該脆弱性関連情報を第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。
⑸　製品開発者は、脆弱性情報公表日までに、対応状況を受付機関及び調整機関に報告するとともに、対策方法を作成するよう努めること。
⑹　製品開発者は、対策方法を作成した場合、受付機関及び調整機関に報告し、脆弱性情報公表日以降、自らもそれを利用者に周知すること。

二．発見者が製品開発者であり、発見又は取得した脆弱性関連情報の影響範囲が自社のソフトウエア製品に限られる場合

対象がソフトウエア製品であり、かつ、発見者が製品開発者であり、発見又は取得した脆弱性関連情報の影響範囲が自社のソフトウエア製品に限られる場合における関係者の行動基準を以下に定める。

⑴　製品開発者は、自ら開発等を行ったソフトウエア製品に影響が限られると認められる脆弱性関連情報を発見又は取得した場合、対策方法を作成し、当該脆弱性関連情報及び対策方法を受付機関及び調整機関に通知すること。
⑵　受付機関及び調整機関は、⑴による通知を受けたときは、当該脆弱性情報及び対策方法をインターネット等を通じて公表すること。ただし、調整機関はそれらを公表すべき日について、当該製品開発者から意見を聴取した上で定めること。

Ⅵ．対象がウェブアプリケーションである場合の脆弱性関連情報取扱基準

対象がウェブアプリケーションである場合における脆弱性関連情報の取扱いの流れを以下に示す。

⑴　発見者は、脆弱性関連情報を受付機関に届け出る。
⑵　受付機関は、届出を受理した場合、一定の場合を除き、当該ウェブサイト運営者に当該脆弱性関連情報を通知する。
⑶　当該ウェブサイト運営者は、受付機関から通知された脆弱性関連情報を検証し、必要に応じて当該脆弱性を修正する。

関係者における詳細な行動基準を以下に定める。

１．発見者基準

⑴　発見者（自ら運営するウェブサイトのウェブアプリケーションについての脆弱性関連情報を発見又は取得したウェブサイト運営者を除く。）は、発見又は取得した脆弱性関連情報を経済産業大臣が別に指定する受付機関に届け出ること。ただし、当該ウェブサイト運営者に対し同じ内容を届け出ることを妨げない。
⑵　発見者は、以下の点を明示した上で脆弱性関連情報を届け出ること。
①　発見者の氏名、連絡先等の情報及びその取扱い
②　脆弱性を有するウェブアプリケーションを稼働しているウェブサイトの名称等
③　当該脆弱性関連情報
⑶　違法な方法により脆弱性関連情報を発見又は取得しないこと。
⑷　発見者は、当該脆弱性が修正されるまでの間、当該脆弱性関連情報を第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。ただし、当該脆弱性関連情報を正当な理由により第三者に開示する場合、あらかじめ受付機関に問い合わせをすること。

２．受付機関基準

⑴　受付機関は、１．⑴による届出が１．⑵で定めた届出事項を満たしているか否かを判断し、満たすと判断した場合、これを受理したものとし、当該発見者に対しその旨を速やかに通知すること。また、届出を不受理とした場合、当該発見者に対しその旨及びその理由を速やかに通知すること。
⑵　受付機関は、届出を受理したときは、速やかに、当該ウェブサイト運営者に対し当該脆弱性関連情報を通知すること。ただし、当該脆弱性関連情報が以下に該当する場合、当該届出に係る処理を取りやめることができる。この場合においては、当該発見者にその旨及びその理由を通知すること。
①　受付機関が既知の脆弱性関連情報であると確認した場合
②　受付機関がウェブサイト運営者から既知の脆弱性である旨の通知を受けた場合
③　受付機関が脆弱性関連情報に該当しないと確認した場合
④　受付機関がウェブサイト運営者から脆弱性関連情報に該当しない旨の通知を受けた場合
⑤　受付機関が違法な方法により発見又は取得されたおそれがあると認めた場合
⑶　受付機関は、届出を受理した後においても、対策上必要と認められる場合、当該脆弱性関連情報について、当該発見者に問い合わせをすること。また、発見者からの問い合わせに対しては、当該ウェブサイト運営者と協議し、適切な情報を提供すること。その際、発見者の本人確認に留意すること。
⑷　受付機関は、氏名、連絡先等の発見者を特定し得る情報を適切に管理し、当該発見者の同意がない場合は他者（ウェブサイト運営者を含む。）に開示しないこと。
⑸　受付機関は、当該脆弱性関連情報を第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。ただし、対策上必要と認められる場合、当該脆弱性関連情報の適切な管理を前提として、第三者にその分析を依頼することができる。
⑹　受付機関は、当該ウェブサイト運営者から当該脆弱性を修正した旨の通知があったときは、それを速やかに発見者に通知すること。
⑺　受付機関は、脆弱性に起因する被害の予防に資するため、脆弱性関連情報の届出状況等を公表すること。

３．ウェブサイト運営者基準

⑴　ウェブサイト運営者は、受付機関から通知された脆弱性関連情報に関して、その内容を検証し、必要に応じて当該脆弱性を修正すること。
⑵　ウェブサイト運営者は、当該脆弱性関連情報に関して検証した結果又は当該脆弱性を修正した旨を速やかに受付機関に通知すること。
⑶　ウェブサイト運営者は、当該脆弱性が修正されるまでの間、当該脆弱性関連情報を第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。
⑷　ウェブサイト運営者は、当該脆弱性に起因する個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するなど必要な対策をとること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十七号

成田国際空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市
二　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第七百三十二号を参照。）
空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十九年七月三十一日